

○障害福祉サービス事業に係る人員配置基準（概要）

1 「生活介護事業」の人員配置基準

区分	配置基準								
管理者	1人 ※原則として専ら管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）								
従事者	医師 利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ※嘱託医の確保によりこれを満たすものとしての取扱いも可 ※看護師等による利用者の健康状態の把握等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応が可能な場合に限り配置しない取扱いも可								
	看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師） 1人以上								
	理学療法士又は作業療法士 利用者に日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、訓練を行うために必要な数 ※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師等を機能訓練指導員として置くことができる								
	生活支援員 1人以上（1人以上は常勤）								
	※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算で次に掲げる数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均障害者支援区分※¹</th> <th>常勤換算配置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4未満</td> <td>利用者数※²を6で除した数以上</td> </tr> <tr> <td>4以上5未満</td> <td>利用者数※²を5で除した数以上</td> </tr> <tr> <td>5以上</td> <td>利用者数※²を3で除した数以上</td> </tr> </tbody> </table>	平均障害者支援区分※ ¹	常勤換算配置数	4未満	利用者数※ ² を6で除した数以上	4以上5未満	利用者数※ ² を5で除した数以上	5以上	利用者数※ ² を3で除した数以上
	平均障害者支援区分※ ¹	常勤換算配置数							
	4未満	利用者数※ ² を6で除した数以上							
4以上5未満	利用者数※ ² を5で除した数以上								
5以上	利用者数※ ² を3で除した数以上								
※看護職員及び生活支援員は、それぞれ最低1人以上配置し、うち1人以上は常勤									
サービス管理責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数※²が60人以下：1人以上 ・利用者数※²が60人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えた数以上 ※1人以上は常勤									

※1 「福祉援護センター」の平均障害者支援区分は5.2（R5.12.1現在）

※2 「利用者数」は前年度の平均値（新規指定の場合は推定数）

2 「相談支援事業」職員の人員配置基準

区分	配置基準
管理者	1人 ※原則として専ら管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
従業者	相談支援専門員
	専従1人以上 ※業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 ※常勤・非常勤の別を問わない ※1か月平均の利用者数 ^{※1} が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい

※1 「利用者数」は前6月間の平均値（新規指定の場合は推定数）

3 「日中一時支援事業」職員の人員配置基準（市要綱）

区分	配置基準
管理者	専ら管理業務に従事する常勤職員（利用者の支援に支障がない場合は、他の職務の兼務可）
サービス提供責任者	サービス提供時の状況を常に把握する常勤職員（利用者の支援に支障がない場合は、他の職務の兼務可）
生活支援員	非常勤職員を充てることのできる（利用者の支援に支障がない場合は、他の職務の兼務可）
事業所の従業者の総数は、次に掲げる数	
障害児者数	配置数
6人まで	1人以上
6人を超える	障害児者数を6で除した数以上